



2025(令和7)年度
熊本教区寺族婦人会連盟

理 事 会

期 日 2025(令和7)年5月26日(月) 13:30~15:30

会 場 熊本教区会館2階大広間



2025(令和7)年度 熊本教区寺族婦人会連盟

理事会 日程

13:00 受付

13:30 開会式

- ◇勤行 『讃仏偈』
- ◇挨拶 ①熊本教区教務所 大辻子 順紀 教務所長
②熊本教区寺婦連盟会長 古川 佐奈江
- ◇讃歌 『真宗宗歌』(1番)

13:50 議事

- ◇議長選出
- ◇議案説明
- ◇質疑応答
- ◇採決

15:20 閉会式

- ◇挨拶 熊本教区寺婦連盟副会長 橘 佳代
- ◇讃歌 『恩徳讃』

15:30 解散予定

○上程議案

- 第1号議案 2024(令和6)年度熊本教区寺族婦人会連盟 活動報告
- 第2号議案 2024(令和6)年度熊本教区寺族婦人会連盟 一般会計 歳計決算
- 第3号議案 2024(令和6)年度熊本教区寺族婦人会連盟 特別会計支援活動費 歳計決算
- 第4号議案 2024(令和6)年度熊本教区寺族婦人会連盟 特別会計行事準備積立金費 歳計決算
2024(令和6)年度熊本教区寺族婦人会連盟 諸会計監査報告
- 第5号議案 2025(令和7)年度熊本教区寺族婦人会連盟 活動計画案
- 第6号議案 2025(令和7)年度熊本教区寺族婦人会連盟 一般会計 歳計予算案
- 第7号議案 2025(令和7)年度熊本教区寺族婦人会連盟 特別会計支援活動費 歳計予算案
- 第8号議案 2025(令和7)年度熊本教区寺族婦人会連盟 特別会計行事準備積立金費 歳計予算案
- 第9号議案 熊本教区寺族婦人会連盟役員改選にかかる内規案

第1号議案

2024(令和6)年度 熊本教区寺族婦人会連盟 活動報告

1. スローガン 「結ぶ絆から、広がるご縁へ」
2. 活動方針 寺族婦人自らが「いのち」の尊さにめざめ、自己の姿勢を顧みるとともに、現代社会に起こる諸問題に積極的に取り組み、門信徒と共に歩む活動を推進しよう。
3. 重点目標
 - (1)宗門の実践運動に基づき、いのちの尊さにめざめ、御同朋の社会をめざす。
 - (2)寺族婦人としての研鑽をはかるとともに、坊守後継者の育成につとめる。
 - (3)仏教婦人会の活動に協力して、仏教若婦人の育成をはかる。
 - (4)自然災害や紛争等で被害にあわれた方に寄り添った復興支援に努める。
4. 事業計画
 - ①寺族婦人相互の連帯協調
 - ・ 目的をもった組寺族婦人研修の実施
 - ・ 理事会、総会の開催
 - ・ 教区報における広報活動
 - ②実践運動への積極的取り組み
 - ・ 各種の実践運動研修会への積極的参加
 - ③寺院をとりまく現代社会の諸問題への勉学・対処
 - ・ 浄土真宗聖典註釈版の有効活用
 - ・ 寺族婦人1日研修会の開催、寺族婦人基礎講座の開催
 - ・ ビハーラ活動への理解と実践
 - ・ 教区夏安居への積極的参加
 - ・ 専如ご門主さまのご親教『念仏者の生き方』に学ぶ
 - ④教化活動への積極的参加
 - ・ 仏教壮年会活動への援助協力
 - ・ 仏教婦人会活動との連帯協調
 - ・ 仏教若婦人会研修への参加奨励
 - ・ 仏教青年会活動への援助
 - ・ 仏教子ども会活動への援助
 - ・ 寺院子弟研修会への参加奨励
 - ・ 子ども・若者ご縁づくりへの積極的参画

5. 開催行事

※教区行事

期 日	行 事 名	会 場	備 考
5月13日(月)	会計監査	教区会館	監査委員・会長・会計
5月28日(火)	理事会	教区会館	各組理事・役員
6月10日(月)	総会・研修会	教区会館	講師：若林真人 師 ※会場 66名
9月4日(水)	第1回寺族若婦人研修会	教区会館	講師：大道 修 師 ※会場 16名
10月10日(木)	一日研修会	熊本別院 本堂	講師：天岸浄圓 師 ※会場 82名
2月4日(火)	第2回寺族若婦人研修会	教区会館	ファシリテーター：菊池悠機 さん ※会場 18名
2月18日(火)	基礎講座	教区会館	講師：井上見淳 師 ※会場 98名
随時	役員会	教区会館	4/2、10/2、1/20
随時	寺族若婦人研修会 実行委員会	教区会館	7/9、10/21

※宗派行事

期 日	行 事 名	会 場	備 考
第1回：2024(令和6)年 7/9(火)、10(水) 第2回：2025(令和7)年 1/21(火)、22(水)	坊守式・坊守式研修	本願寺 聞法会館	

第2号議案

2024(令和6)年度 熊本教区寺族婦人会連盟 一般会計 歳計決算書

自：2024(令和6)年4月 1日
至：2025(令和7)年3月31日

【歳入】

項目	費目名	決算額	予算額	対比△減	説明	(単位:円)
1	前年度繰越金	3,279,953	3,279,953	0	前年度から繰越	
2	教区寺婦人会費	1,704,000	1,712,000	△8,000		
1	本年度会費	1,704,000	1,712,000	△8,000	4,000円×426カ寺	
2	過年度会費	0	0	0	未納分なし	
3	助成金	100,000	100,000	0	教区活動助成金	
4	参加費収入	509,000	380,000	129,000	総会研修会 ¥2,000×66名 一日研修会 ¥2,000×82名 基礎講座 ¥2,000×98名 若婦人研修会① ¥500×16名 若婦人研修会② ¥500×18名	132,000 164,000 196,000 8,000 9,000
5	雑収入	1,819	33,047	△31,228	預金利息	
6	特別会計より回金	0	0	0		
	歳入合計	5,594,772	5,505,000	89,772		

【歳出】

項目	費目名	決算額	予算額	対比※超過	説明	(単位:円)
1	連盟事業執行費	708,201	1,350,000	641,799		
1	総会費	183,931	250,000	66,069		183,931
2	研修会費	424,270	900,000	475,730	一日研修会開催費 基礎講座開催費 若婦人研修会①開催費 若婦人研修会②開催費	159,495 159,855 50,588 54,332
3	報恩講費	100,000	200,000	100,000	別院報恩講懇志	

項	目	費目名	決算額	予算額	対比※超過	説明	(単位:円)
2		助成費	300,000	310,000	10,000		
	1	組研修助成	270,000	280,000	10,000	10,000円×27組	
	2	その他の助成	30,000	30,000	0	少年連盟 スカウトクラブ 仏青連盟	10,000 10,000 10,000
3		会議費	181,039	515,000	333,961		
	1	理事会費	106,483	315,000	208,517	理事会 会計監査	100,739 5,744
	2	役員会費	74,556	200,000	125,444	役員会 3回 寺若婦研委員会 2回	55,704 18,852
4		通信費	14,438	100,000	85,562	資料郵送費等	
5		特別会計へ回金	600,000	600,000	0		
	1	行事準備積立金	300,000	300,000	0		
	2	支援活動費	300,000	300,000	0		
6		広報活動費	9,000	30,000	21,000	原稿執筆者御礼	
7		慶弔費	0	20,000	20,000		
8		雑費	10,000	80,000	70,000	慶讃法要御樽	
9		予備費	136,746	2,500,000	2,363,254	慶讃法要記念備品寄贈代(フロビエクター)	
		歳出合計	1,959,424	5,505,000	3,545,576		

歳入合計	5,594,772
歳出合計	1,959,424
差引剰余	3,635,348

※明年度へ繰越

第3号議案

2024(令和6)年度 熊本教区寺族婦人会連盟
特別会計行事準備積立金費 歳計決算書

自：2024(令和6)年4月 1日
至：2025(令和7)年3月31日

【歳入】

項	目	費目名	決算額	予算額	対比△減	説明 (単位:円)
1		繰越金	2,820,936	2,820,936	0	前年度会計から繰越
2		回金	300,000	300,000	0	一般会計より
3		雑収入	411	64	347	預金利息
		歳入合計	3,121,347	3,121,000	347	

【歳出】

項	目	費目名	決算額	予算額	対比※超過	説明 (単位:円)
1		翌年度繰越金	3,121,347	3,121,000	※347	明年度へ繰越
2		回金	0	0	0	
		歳出合計	3,121,347	3,121,000	※347	

第4号議案

2024(令和6)年度 熊本教区寺族婦人会連盟
特別会計支援活動費 歳計決算書

自：2024(令和6)年4月 1日
至：2025(令和7)年3月31日

【歳入】

項	目	費目名	決算額	予算額	対比△減	説明 (単位:円)
1		繰越金	1,454,694	1,454,694	0	前年度から繰越
2		回金	300,000	300,000	0	一般会計より
3		雑収入	669	306	363	預金利息
		歳入合計	1,755,363	1,755,000	363	

【歳出】

項	目	費目名	決算額	予算額	対比※超過	説明 (単位:円)
1		翌年度繰越金	1,755,363	1,453,000	※302,363	明年度へ繰越
2		支援活動費	0	302,000	302,000	
		歳出合計	1,755,363	1,755,000	※363	

2025（令和7）年度 熊本教区寺族婦人会連盟 会計監査報告書

1. 日 時 2025（令和7）年4月16日（水）13:30～14:30
2. 場 所 本願寺熊本会館1階会議室
3. 監査対象 (1)2024（令和6）年度 熊本教区寺族婦人会連盟 一般会計
(2)2024（令和6）年度 熊本教区寺族婦人会連盟 特別会計
行事準備積立金費
(3)2024（令和6）年度 熊本教区寺族婦人会連盟 特別会計
支援活動費
4. 提出書類 決算書、試算表、出納簿、預金通帳、領収証、立案綴り
5. 責任者 熊本教区寺族婦人会連盟会長
〃 会計
6. 担当者 熊本教区教務所職員
7. 監査結果 2024（令和6）年度熊本教区寺族婦人会連盟各種会計について、関係書類に基づき照合点検いたしましたところ、厳正かつ適正に会計処理されていることを確認いたしましたので、ご報告いたします。

2025（令和7）年4月16日

熊本教区寺族婦人会連盟

会 長 古川佐奈江 様

第5号議案

2025(令和7)年度 熊本教区寺族婦人会連盟 活動計画

1. スローガン 「結ぶ絆から、広がるご縁へ」
2. 活動方針 寺族婦人自らが「いのち」の尊さにめざめ、自己の姿勢を顧みるとともに、現代社会に起こる諸問題に積極的に取り組み、門信徒と共に歩む活動を推進しよう。
3. 重点目標
 - (1)宗門の実践運動に基づき、いのちの尊さにめざめ、御同朋の社会をめざす。
 - (2)寺族婦人としての研鑽をはかるとともに、坊守後継者の育成につとめる。
 - (3)仏教婦人会の活動に協力して、仏教若婦人の育成をはかる。
 - (4)自然災害や紛争等で被害にあわれた方に寄り添った復興支援に努める。
4. 事業計画
 - ①寺族婦人相互の連帯協調
 - ・ 目的をもった組寺族婦人研修の実施
 - ・ 理事会、総会の開催
 - ・ 教区報における広報活動
 - ②実践運動への積極的取り組み
 - ・ 各種の実践運動研修会への積極的参加
 - ③寺院をとりまく現代社会の諸問題への勉学・対処
 - ・ 浄土真宗聖典註釈版の有効活用
 - ・ 寺族婦人1日研修会の開催、寺族婦人基礎講座の開催
 - ・ ビハーラ活動への理解と実践
 - ・ 教区夏安居への積極的参加
 - ・ 専如ご門主さまのご親教『念仏者の生き方』に学ぶ
 - ④教化活動への積極的参加
 - ・ 仏教婦人会活動との連帯協調
 - ・ 仏教若婦人会研修への参加奨励
 - ・ 仏教子ども会活動への援助
 - ・ 寺院子弟研修会への参加奨励
 - ・ 仏教青年会活動への援助
 - ・ 子ども・若者ご縁づくりへの積極的参画
 - ・ 仏教壮年会活動への協力

5. 開催行事

※教区行事

期 日	行 事 名	会 場	備 考
4月16日(水)	会計監査	教区会館	監査委員・会長・会計
5月26日(月)	理事会	教区会館	各組理事・役員
6月13日(金)	総会・研修会	教区会館	講師：釈 徹宗 師
月 日()	第1回寺族若婦人研修会	教区会館	
10月29日(水)	一日研修会	教区会館	講師：内藤昭文 師
月 日()	第2回寺族若婦人研修会	教区会館	
2月24日(火)	基礎講座	熊本別院 本堂	講師：やなせなな 師
随時	理事会	教区会館	各組理事・役員
随時	役員会	教区会館	
随時	寺族若婦人研修会 実行委員会	教区会館	

※宗派行事

期 日	行 事 名	会 場	備 考
第1回：2025(令和7)年 7/8(火)、9(水) 第2回：2026(令和8)年 1/20(火)、21(水)	坊守式・坊守式研修	本願寺 聞法会館	

第6号議案

2025(令和7)年度 熊本教区寺族婦人会連盟 一般会計 歳計予算書

自：2025(令和7)年4月1日
至：2026(令和8)年3月31日

【歳入】

項目	費目名	2025予算額	2024予算額	対比△減	説明	(単位:円)
1	前年度繰越金	3,635,348	3,279,953	355,395	前年度から繰越	
2	教区寺婦人会費	1,704,000	1,712,000	△8,000		
1	本年度会費	1,704,000	1,712,000	△8,000	4,000円×426カ寺	
2	過年度会費	0	0	0	未納分なし	
3	助成金	100,000	100,000	0	教区活動助成金	
4	参加費収入	340,000	380,000	△40,000	総会研修会 ¥2,000×60名 一日研修会 ¥2,000×50名 基礎講座 ¥2,000×50名 若婦人研① ¥500×20名 若婦人研② ¥500×20名	120,000 100,000 100,000 10,000 10,000
5	雑収入	652	33,047	△32,395	預金利息	
6	回付金	0	0	0	費目名称変更 特別会計より回付	
	歳入合計	5,780,000	5,505,000	275,000		

【歳出】

項目	費目名	2025予算額	2024予算額	対比△減	説明	(単位:円)
1	連盟事業執行費	1,350,000	1,350,000	0		
1	総会費	250,000	250,000	0		
2	研修会費	900,000	900,000	0	一日研修会 基礎講座 若婦人研修会(2回)	250,000 250,000 400,000
3	報恩講費	200,000	200,000	0	別院報恩講懇志等	

項	目	費目名	2025予算額	2024予算額	対比△減	説明	(単位:円)
2		助成費	370,000	310,000	60,000		
	1	組研修助成	280,000	280,000	0	10,000円×28組(概算)	
	2	その他の助成	90,000	30,000	60,000	少年、スカウト、仏青へ各30,000	
3		会議費	515,000	515,000	0		
	1	理事会費	315,000	315,000	0	理事会(2回)、会計監査	
	2	役員会費	200,000	200,000	0	役員会(3回)、若婦研委員会(2回)	
4		事務通信費	100,000	100,000	0	費目名称変更(第8項と統合)	
5		特別会計回付金	1,500,000	600,000	900,000	費目名称変更 各特別会計へ回付	
	1	行事準備積立金	500,000	300,000	200,000		
	2	支援活動費	1,000,000	300,000	700,000		
6		広報活動費	30,000	30,000	0	原稿執筆者御礼等	
7		慶弔費	150,000	20,000	130,000	坊守、前坊守様ご逝去に際し弔慰金	
(8		雑費	0)	80,000	△80,000	費目削除(第4項に統合)	
8		予備費	1,765,000	2,500,000	△735,000	項繰上げ	
		歳出合計	5,780,000	5,505,000	275,000		

第7号議案

2025(令和7)年度 熊本教区寺族婦人会連盟
特別会計行事準備積立金費 歳計予算書

自：2025(令和7)年4月 1日
至：2026(令和8)年3月31日

【歳入】

項 目	費目名	2025予算額	2024予算額	対比△減	説 明 (単位:円)
1	繰越金	3,121,347	2,820,936	300,411	前年度会計から繰越
2	回付金	500,000	300,000	200,000	費目名称変更 一般会計より回付
3	雑収入	653	64	589	預金利息
	歳入合計	3,622,000	3,121,000	501,000	

【歳出】

項 目	費目名	2025予算額	2024予算額	対比△減	説 明 (単位:円)
1	翌年度繰越金	3,622,000	3,121,000	501,000	明年度へ繰越
2	一般会計回付金	0	0	0	費目名称変更 一般会計へ回付
	歳出合計	3,622,000	3,121,000	501,000	

第8号議案

2025(令和7)年度 熊本教区寺族婦人会連盟
特別会計支援活動費 歳計予算書

自：2025(令和7)年4月 1日
至：2026(令和8)年3月31日

【歳入】

項 目	費目名	2025予算額	2024予算額	対比△減	説 明 (単位:円)
1	繰越金	1,755,363	1,454,694	300,669	前年度から繰越
2	回付金	1,000,000	300,000	700,000	費目名称変更 一般会計より回付
3	雑収入	637	306	331	預金利息
	歳入合計	2,756,000	1,755,000	1,001,000	

【歳出】

項 目	費目名	2025予算額	2024予算額	対比△減	説 明 (単位:円)
1	翌年度繰越金	2,256,000	1,453,000	803,000	明年度会計へ繰越
2	支援活動費	500,000	302,000	198,000	災害義援金・支援金等
	歳出合計	2,756,000	1,755,000	1,001,000	

第9号議案

熊本教区寺族婦人会連盟役員改選にかかる内規

令和7年5月26日施行

(目的)

第1条 この内規は、浄土真宗本願寺派熊本教区寺族婦人会連盟（以下「教区寺婦連盟」という）の役員改選が円滑に進行することを目的とする。

(役員を選出方法)

第2条 役員を選出方法は、熊本教区内28組を7ブロックに分け、教区寺婦連盟規約に定める任期ごとのローテーションとし、その順番は別表に定める。

2 前項に定める別表のうち、役員の開始年度は、教区寺婦連盟規約に定める任期に合わせて随時変更されるものとする。

(監査委員を選出方法)

第3条 監査委員の選出方法は、特別の就任希望がない場合において、前任期の会長および会計が監査委員に当たるものとする。

2 前任期の会長または会計、もしくは両名が特別の理由により監査委員に就任できない場合は、前任期の役員が監査委員に当たるものとする。

(内規の変更)

第4条 本内規の変更は、理事会において承認を得るものとする。

附 則

1. この内規は、令和7年5月26日より施行する。

【別表】

ブロック	組名	役員開始年度					
		2026	2030	2034	2038	2042	2046
A	熊本、熊本西、 熊本南、坪井	会長 1名	役員 1名	役員 1名	役員 1名	役員 2名	副会長 1名
B	飽田、託麻、 宇土南、宇土北	副会長 1名	会長 1名	役員 1名	役員 1名	役員 1名	役員 2名
C	長洲、高瀬、 玉関、山鹿	副会長 1名	副会長 1名	会長 1名	役員 1名	役員 1名	役員 1名
D	鹿本、菊池、 阿蘇、合志	役員 2名	副会長 1名	副会長 1名	会長 1名	役員 1名	役員 1名
E	小国、緑陽、 益東、益西	役員 1名	役員 2名	副会長 1名	副会長 1名	会長 1名	役員 1名
F	益南、益北、 八代、種山	役員 1名	役員 1名	役員 2名	副会長 1名	副会長 1名	会長 1名
G	芦北、球磨、 天草上、天草下	役員 1名	役員 1名	役員 1名	役員 2名	副会長 1名	副会長 1名

熊本教区寺族婦人会連盟規約

(名称及び事務局)

第1条 この連盟は、浄土真宗本願寺派熊本教区寺族婦人会連盟（以下「教区寺婦連盟」という）と称し、事務局を、熊本市中央区坪井2丁目3番32号熊本教区教務所内に置く。

(目的)

第2条 教区寺婦連盟は、浄土真宗の教義に基づいて、寺族婦人の教養を高めるとともに、会員相互の連帯と親睦とを図り、積極的に社会に関わり広くみ教えを伝えていくことを目的とする。

(組織)

第3条 教区寺婦連盟は、各組寺族婦人会をもつて組織し、各寺の成年寺族婦人の会員によつて構成する。

(会費)

第4条 会員の所属する寺院は会費を負担する。

(事業)

第5条 教区寺婦連盟は、第2条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 年次大会（総会）の開催
- (2) 各種研修会並びに行事の開催
- (3) 仏教婦人会活動への援助
- (4) 寺院子弟の育成
- (5) その他必要な事業

(機関)

第6条 教区寺婦連盟に次の機関を置く。

- (1) 理事会
- (2) 役員会
- (3) 監査委員

(理事会)

第7条 理事会は、各組寺族婦人会より選出された理事2名をもつて組織し、次に掲げる事項について議決する。

- (1) 教区寺婦連盟規約の制定及び更改に関する事
- (2) 役員及び監査委員の選出及び解任に関する事
- (3) 予決算に関する事
- (4) 事業に関する事

- (5) 会費の制定に関すること
- (6) その他必要なこと
- 2 理事会は必要に応じて、会長が招集する。
- 3 理事は各組の会員の中より選出する。
- 4 理事の任期は4ヶ年とし、再任を妨げない。但し、補欠による理事の任期は前任者の残任期間とする。

(役員会)

第8条 役員会は、次の役員をもつて構成する。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 2名
 - (3) 書記 2名
 - (4) 会計 1名
 - (5) 事務局長 1名
 - (6) 事務局員 若干名
- 2 役員会は必要に応じて会長が招集し、教区寺婦連盟の運営に関する原案を作成し執行する。
 - 3 役員は理事会において、理事の中より選任する。
役員はその任期中に理事を退任してもその職に留まる事ができる。
 - 4 事務を円滑に行うために、事務局をおくことができる。
事務局長及び局員は、役員会において会員の中より選任する。

(役員役割)

第9条 会長は教区寺婦連盟を代表し統理する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する。
- 3 書記は会議・行事等の記録にあたる。
- 4 会計は教区寺婦連盟の運営に必要な経費等の管理を行う。
- 5 役員任期は4ヶ年とし、再任を妨げない。但し、補欠による役員任期は前任者の残任期間とする。なお、役員は任期満了後も後任者が選任されるまでその職務を行うものとする。

(監査委員)

第10条 教区寺婦連盟の会計を監査するため、監査委員2名を置く。

- 2 監査委員は理事会において役員以外の理事の中より選任する。但し、監査委員は事務局長並びに局員が兼務してはならない。
- 3 監査委員の任期は4ヶ年とし、再任を妨げない。監査委員はその任期中に理事を退任してもその職に留まる事ができる。但し、補欠による監査委員の任期は前任者の残任期間とする。

(顧問)

第11条 教区寺婦連盟の歴代会長を顧問とする。

(総会)

第12条 総会は年1回開催し、会長が召集する。但し、必要があるときは臨時に開くことができる。

2 総会は、理事会にて議決されたことが報告される。

3 総会は教区寺婦連盟の運営について協議し、役員会はその意見を教区寺婦活動に反映させていかなければならない。

(寺族若婦人研修会実行委員会)

第13条 当連盟の行事について寺族若婦人研修会を開催する場合、実行委員会を組織することができることとする。

2 実行委員会は、寺族婦人会員の中から会長が指名した委員数名で構成し、会長が招集する。なお、委員長は委員の互選により選出する。

(会計)

第14条 教区寺婦連盟の経費は、会費・助成金及びその他雑収入をもつてあてる。

(会計年度)

第15条 教区寺婦連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

付 則

1 平成3・4年度の理事、役員及び監査委員については、その任期並びに資格を、平成6年3月31日まで継続されるものとする。

2 この規約は、昭和48年5月14日より施行する。

3 この規約は、平成4年3月11日より改定施行する。

4 この規約は、平成8年5月8日より改定施行する。

5 この規約は、平成15年4月30日より改定施行する。

6 この規約は、平成26年6月9日より改定施行する。

7 この規約は、平成31年3月26日より改定施行する。



所属寺院	組 寺
お名前	